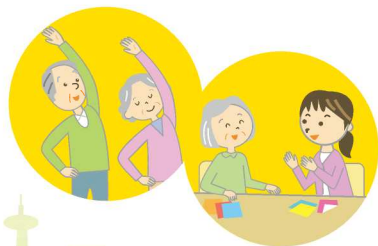


平成29年4月から

京都市介護予防・日常生活支援



総合事業 が始まります！



介護保険法の改正によって、要支援の方への訪問介護（ホームヘルプサービス）・通所介護（デイサービス）と介護予防事業を再編し、平成29年4月から、京都市介護予防・日常生活支援総合事業を開始します。

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、総合事業において、皆さまの介護予防と日常生活の自立に向けた支援を行うとともに、生活支援の担い手の多様化に取り組み、地域における支え合いの体制づくりを進めます。

平成29年3月まで

要支援の方への予防給付

訪問看護
訪問リハビリテーション
…
住宅改修 など

訪問介護

通所介護

介護予防事業

二次予防事業

・介護予防教室 など

一次予防事業

・介護予防教室
・高齢者の居場所 など

平成29年4月から

従来通り予防給付として
受けられます

総合事業

訪問型サービス

- ・介護型ヘルプサービス
- ・生活支援型ヘルプサービス
- ・支え合い型ヘルプサービス



通所型サービス

- ・介護予防型デイサービス
- ・短時間型デイサービス
- ・短期集中運動型デイサービス



一般介護予防事業

- ・介護予防教室
- ・健康長寿サロン(仮称) など



地域支え合い型ボランティア

- ・電球交換などちょっとした困りごと対応

※総合事業は、原則として京都市内在住の、京都市の介護保険被保険者の方のみがご利用いただけます。



京都市
CITY OF KYOTO

平成29年4月から始まる総合事業

訪問型・通所型サービス

利用対象者 ・要支援者 ※要支援と認定された方
・事業対象者(65歳以上のみ) ※基本チェックリスト該当者

サービス内容

	名称	内容	
訪問型サービス	介護型ヘルプサービス	訪問介護員(ヘルパー)による身体介護 または身体介護と併せて利用する生活援助	
	生活支援型ヘルプサービス 新	訪問介護員(ヘルパー)による生活援助	
	支え合い型ヘルプサービス 新	市の定める研修を修了した方による生活援助	
通所型サービス	介護予防型デイサービス	3時間以上のサービス	
	短時間型デイサービス 新	1時間以上 3時間未満のサービス	
	短期集中運動型デイサービス 新	週2～3回、1時間～ 1時間半のサービス	

※いずれのサービスも、現在の予防給付の範囲内のサービス提供になります。

※予防給付と同様に、総合事業でも利用限度額を定めます。利用限度額を超えた分は、全額が利用者の自己負担になります。

※これらのサービスのほかに「地域支え合い型ボランティア」として、地域団体などが主体的に実施される生活援助の取組に対して、京都市から団体運営補助を行う制度を創設します。

一般介護予防事業

利用対象者 すべての65歳以上(第1号被保険者)の方

※プログラム内容によって、利用対象者の条件が定められているなど、個別の状況などにより利用できない場合があります。

サービス内容

一般介護予防事業では、介護予防に関する教室の開催や、地域住民が主体となって行う介護予防活動について、担い手となるボランティア育成の支援などを行います。

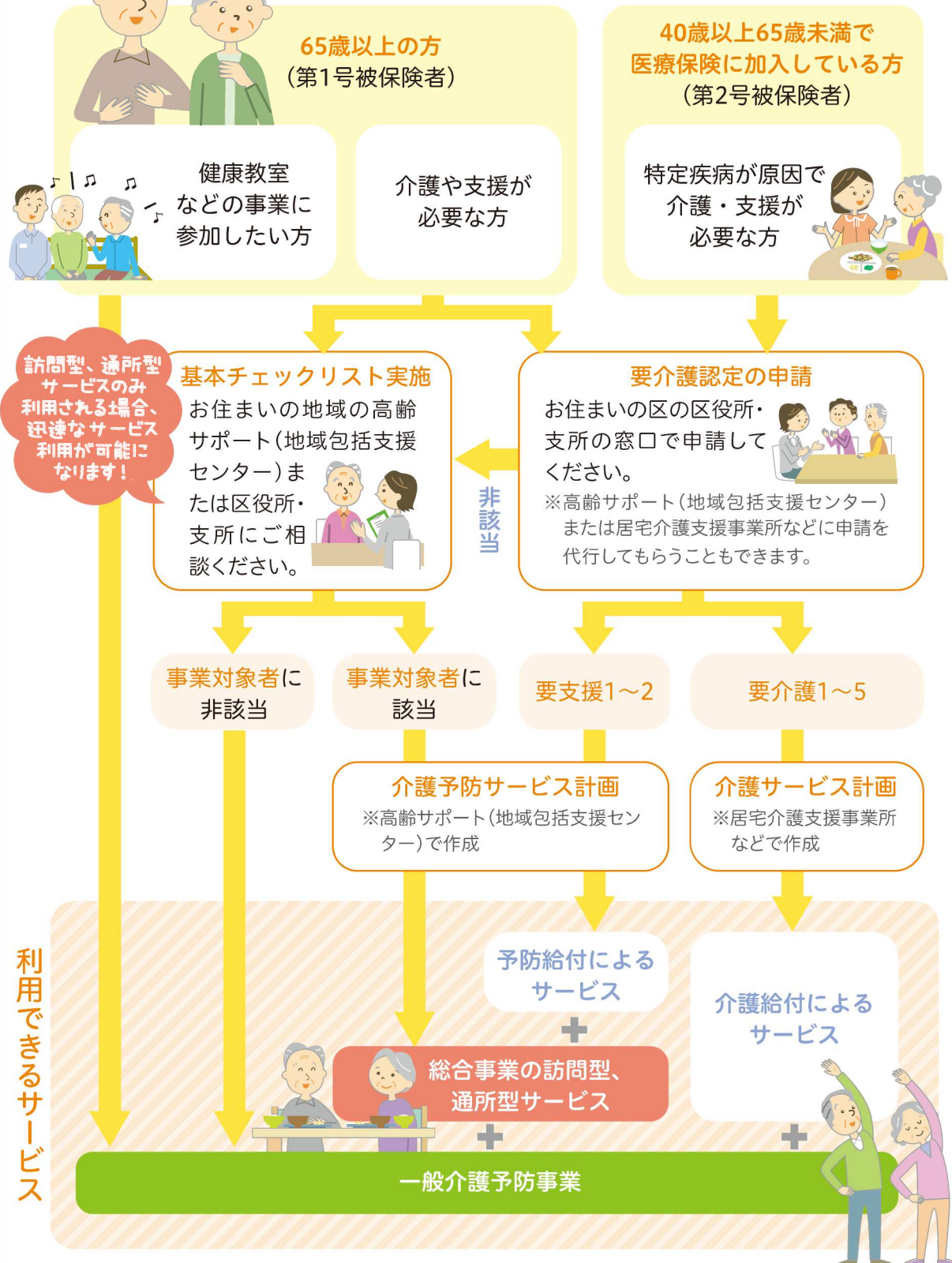
京都市では、介護予防推進センター※1における運動教室や栄養教室の実施のほか、高齢者がお一人でも気軽に立ち寄れる身近な通いの場としての「高齢者の居場所※2」などの設置を促進しています。

※1 地域における介護予防の拠点として、京都市が市内12ヶ所で委託運営している機関です。

※2 平成29年4月からは、健康長寿サロン(仮称)への移行を予定しています。



利用の流れ



おしらせ

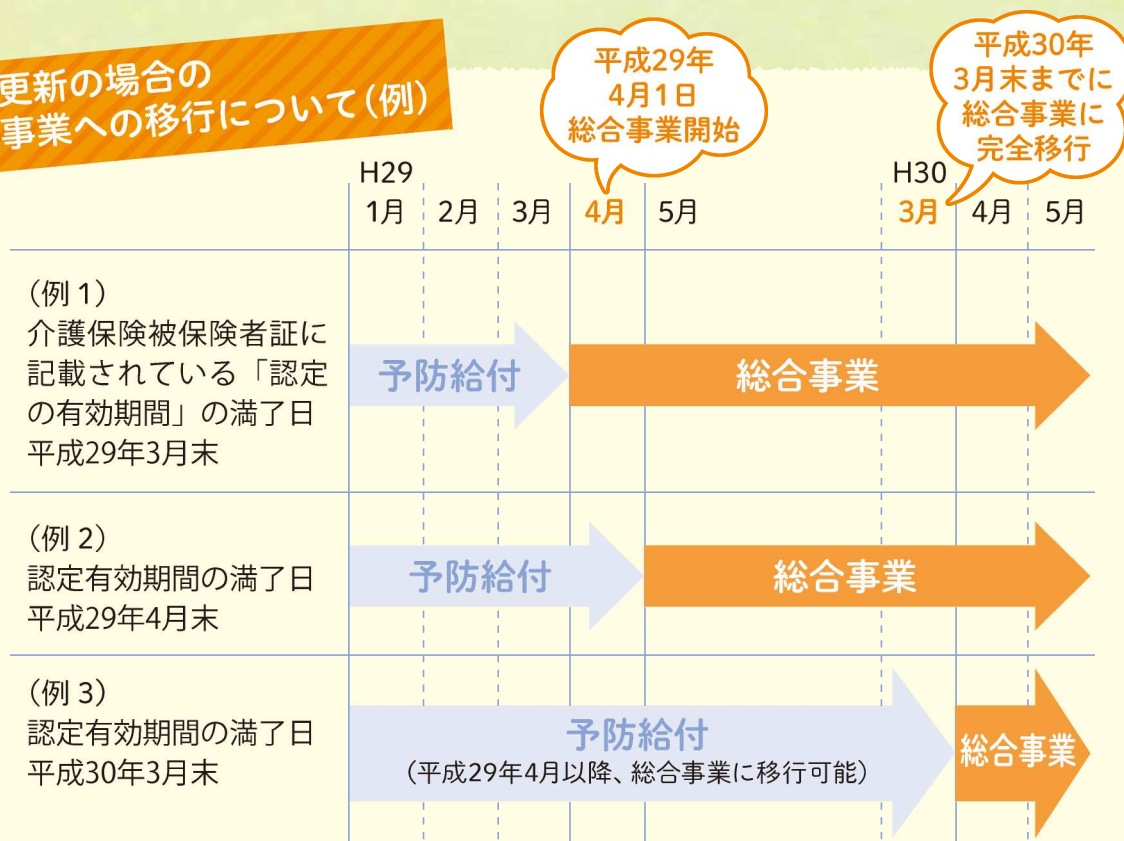
現在訪問介護または通所介護を利用している 要支援1・2の皆さまへ

総合事業開始前から訪問介護または通所介護を利用されている要支援1・2の方は、平成29年4月以降の認定更新時などに、順次、総合事業のサービス利用に移行します。

平成29年4月以降も認定更新までは、現在の予防給付（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）のサービスを利用いただきます。

平成28年度末ごろ以降の要支援認定を更新するときに、担当の高齢サポート（地域包括支援センター）などから必要な手続きや利用できるサービスなどをご説明いたします。

認定更新の場合の 総合事業への移行について（例）



※原則として、認定の有効期間の更新時などに、順次、総合事業のサービス利用に移行します。

お問合せ先

京都市保健福祉局 長寿社会部 長寿福祉課

TEL 075-251-1106

FAX 075-251-1114

発行：京都市保健福祉局 長寿社会部 長寿福祉課

平成28年10月 京都市印刷物第284613号



この印刷物は、不要になりましたら「雑がみ」としてリサイクルできます。コミュニティ回収や古紙回収等にお出しく下さい。

